

熊本県あさぎり町
地域防災計画別紙綴り



あさぎり町防災会議
令和8年度修正

あさぎり町地域防災計画

【総務課】

- (目的) 国及び県と連携するとともに、自助・共助・公助を効果的に組み合わせた防災行政を計画的に推進し、災害の未然防止を図るとともに、発生時の対応要領を準備し、町民等の身体及び財産を災害から守る。
- (位置づけ) 国の「防災基本計画」及び県の「熊本県地域防災計画」に基づき、あさぎり町の地域や防災上の特性に合わせて作成した計画

公 助

下 支 え

共 助

事業継続計画 (BCP)
【総務課】

- (目的)
- ◇ 非常時優先業務を特定し必要資源を確保
 - ◇ 災害時でも業務を遂行できるように準備

下 支 え

受援マニュアル
【総務課】

- (目的)
- ◇ 応援職員の受入れと本町職員との連携
 - ◇ 災害対策、応急復旧・復興業務等を円滑化

避難所運営マニュアル
【高齢福祉課】

- (目的)
- ◇ 町の指定避難等の開設・運営要領を明示
 - ◇ 指定避難所運営規約等の準拠を示す

個別避難計画
【生活福祉課】

- (目的)
- ◇ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難

地区防災計画
【各自主防災組織】

- (目的)
- ◇ 町(地域)防災計画に基づく、行政区(地区)ごとの避難要領等
 - ◇ 自助・共助と公助の連携を強化

下 支 え

指定避難所運営規約
【自主防災組織】

- (目的)
- ◇ 安心して避難生活ができるように避難所の運営要領の規定

凡 例

【〇〇〇】

計画作成主担当組織

自助・共助・公助

公 助

一 国・県・町、消防、
警察・自衛隊、医療機関などー
熊本県地域防災計画 等

あさぎり町地域防災計画

共 助

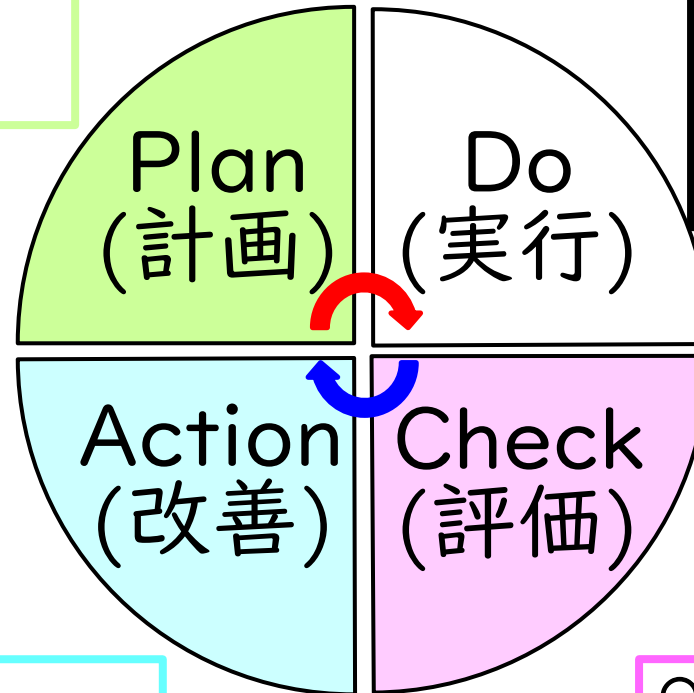
一 親族、ご近所・隣保班
友人・職場の同僚などー
行政区等（地区）防災計画

自 助

一 自分自身や家族ー
マイ・タイムライン
ファミリー・タイムラインなど



- 災害対策検討会（役場）
- 危機管理懇談会（各機関）
- 自主防災組織連絡会議
- 町防災会議
- 各地区防災計画作成の勉強会



- 実災害等対応
 - 平素の準備から災害対策本部運営に至る活動
 - 行方不明搜索
- 防災訓練
 - 県との豪雨対応訓練
 - 町民避難訓練
 - 防災フェスティバル

- 災害対策検討会（役場）
- 危機管理懇談会（各機関）
- 自主防災組織連絡会議

- 振り返り、AAR
 - 訓練等の直後
 - 災害対策検討会（役場）
 - 危機管理懇談会（各機関）
 - 自主防災組織連絡会議

災害対策検討会（課長補佐級）

目 的	役場各組織の知識と経験等を活用して、町の防災計画を更新する。 また、検討会の結果について、周知が必要な事項は関係機関や自主防災組織等との会同時に発信して意見を聴収し、計画に反映させる。
時期・場所	第1回： 4月14日（火）、第二庁舎2階会議室 第2回： 令和9年1月中旬、別示 第3回： 令和9年3月中旬、別示 (第4回（兼令和9年度第1回）： 令和9年4月、別示)
参加範囲	各課長補佐等（地域防災計画作成担当者）
実施項目	第1回： 令和8年度見直し内容の最終確認、認識の共有 第2回： 令和8年度の災害対応及び町防災訓練等における教訓等の共有 （付属計画・マニュアルを含む。） 第3回： 地域防災計画本文・別紙の修正（対比表作成・提出） （付属計画・マニュアルを含む。） 第4回： 令和9年度の見直しの最終確認、認識の共有

危機管理懇談会

目 的	各防災関係機関へ、町防災計画の周知や得た教訓に基づく次年度計画への反映などについて意見を交換するとともに、不測事態等発生時における円滑な情報の共有及び調整に資するため、「顔の見える関係」の構築を図る。
時期・場所	第1回：4月16日（木）13:30～15:00、第二庁舎2階 会議室 第2回：12月初旬、第二庁舎2階 会議室
参加者	○ 町役場 :総務課長・危機管理監・防災主任・消防主任 ○ 消防団 :団長・副団長 ○ 多良木警察署 : ○ 上球磨消防署 : ○ 西方特科連隊第3大隊: ○ 市房ダム管理所 : ○ 八代河川国道事務所 : ○ 熊本地方気象台 : ○ 人吉保健所 : ○ 人吉医療センター :災害派遣医療チーム(DMAT) ○ 公立多良木病院 :
実施項目	① 総務課長挨拶 ② 参加者自己紹介（初めて危機管理懇談会に参加される方） ③ 各種事態対応等の教訓について ④ 第1回：令和8年度あさぎり町地域防災計画（案）の概要 第2回：町地域防災計画令和9年度見直しの方向性について ⑤ 各関係機関からの情報提供及び意見交換

自主防災連絡会議

目 的	町と自主防災組織及び各自主防災組織相互が、共助の理念について理解を深めるとともに、連携を強化し自主防災体制の充実と災害対応能力の向上を図る。
時期・場所	第1回： 令和8年4月22日（水）、第二庁舎2階会議室 第2回： 令和8年6月中旬、第二庁舎2階会議室 第3回： 令和8年12月上旬、第二庁舎2階会議室 第4回： 令和9年3月、第二庁舎2階会議室
参加範囲	○ 各自主防災組織の代表者、 ○ あさぎり町役場 総務課長、危機管理監、防災主任・副主任、福祉3課の代表者※第2回、第3回
会議の主要項目	第1回 ○ 町防災計画令和8年度見直しの概要について ○ 第1回町民避難訓練の実施要領について ○ 令和8年度自主防災連絡会議役員の選出、周知について 第2回 ○ 第1回町民避難訓練の成果及び意見聴収 ○ 令和8年避難行動要支援者名簿の配布・説明 ○ 第2回町民避難訓練、防災フェスティバルについて 第3回 ○ 令和8年度出水期の災害対応、町民避難訓練の教訓等について ○ 地区防災計画及び避難所運営の在り方等について 第4回 ○ 地域防災計画令和9年度の見直しの概要について

令和8年度、県との豪雨対応訓練

目的	今年の出水期に備え、豪雨災害発生時における対応、特に、情報共有と避難情報発令の判断について手順を確認するとともに、県及び関係機関との連携について訓練し、初動対応能力の向上を図る。 また、職員を、県と他市町村との訓練時に県災害対策本部の活動を研修させて、県との連携について理解促進を図る。
時期、場所	5月19日(火)13:00~16:00、第2庁舎災害対策室+議場
参加範囲	○ 役場職員 町の防災について指揮判断できる役職、災害対策要員を含む職員 (本部長及び副本部長、災害対策本部総括調整課要員 ※別紙第14及び別紙第19を参照) ○ 各関係機関 消防団(団長・副団長・指揮隊長)、多良木警察署、上球磨消防組合、陸自西特連3大隊、市房ダム管理所、八代河川国道事務所 ○ 一般町民に、コントローラーとしての参加を要請し、町災害対策本部の活動について参観いただく。(初年度は自主防災組織役員等に依頼予定)
主要訓練項目	○ 情報の処理手順 ○ 適時の報告と状況判断 ○ 各関係機関との情報共有及び応急対応に要請の手順確認 ○ 県災害情報共有システム、県LO、電話等の各ツールを活用した、県との報告・情報共有、要請要領
訓練の概要	細部、別途調整

令和8年度町民避難訓練

目的	豪雨、大規模地震における避難放送等を実施し、自主防災組織及び住民による防災訓練の自主的な実施を動機付ける。 また、第2回訓練においては、孤立化地域における防災消防ヘリコプターとの共同救助要領を訓練する。
時期、場所	1 時期 (1) 第1回(豪雨): 5月16日(土)09:00~ (2) 第2回(地震): 11月7日(土曜日基準)を予定 2 場所 各行政区計画
対象者	全町民
実施要領	1 防災マップによる浸水・洪水、土砂災害ハザードの周知 (令和8年度版配布) 2 各種災害事態を想定した避難経路の安全確認 3 訓練予定の立案(各行政区ごと) 4 事前の町民への周知 5 約2日前から予告放送を実施 6 『避難指示』等を連絡。各自の計画により避難等訓練実施 7 別日、自主防災連絡会議を実施し、訓練成果等を確認 ※ 2・5項について、各行政区の要望により、防災アドバイザー(危機管理監含む)を派遣し助言等を実施可

令和8年度あさぎり町防災会議

目 的	あさぎり町地域防災計画（令和8年度修正）について、各委員及び専門委員からの承認を頂くとともに、各防災機関等との更なる連携の強化を図る。
時期、場所	5月26日（火）13:30～15:30、ポッポー館
会議次第	① 開 会 ② 会長挨拶【あさぎり町長】 ③ 今年の梅雨の見通し及び新たな防災気象情報等【熊本県地方気象台】 ④ あさぎり町地域防災計画（令和8年度修正）【危機管理監】 ⑤ 災害危険箇所の現地調査報告【消防団長】 ⑥ 各関係機関からの防災に係る情報提供等 多良木警察署、上球磨消防組合、自衛隊、市房ダム管理所、 八代河川国道事務所及び人吉保健所等 ⑦ 質疑応答 ⑧ 閉 会

町防災フェスタ

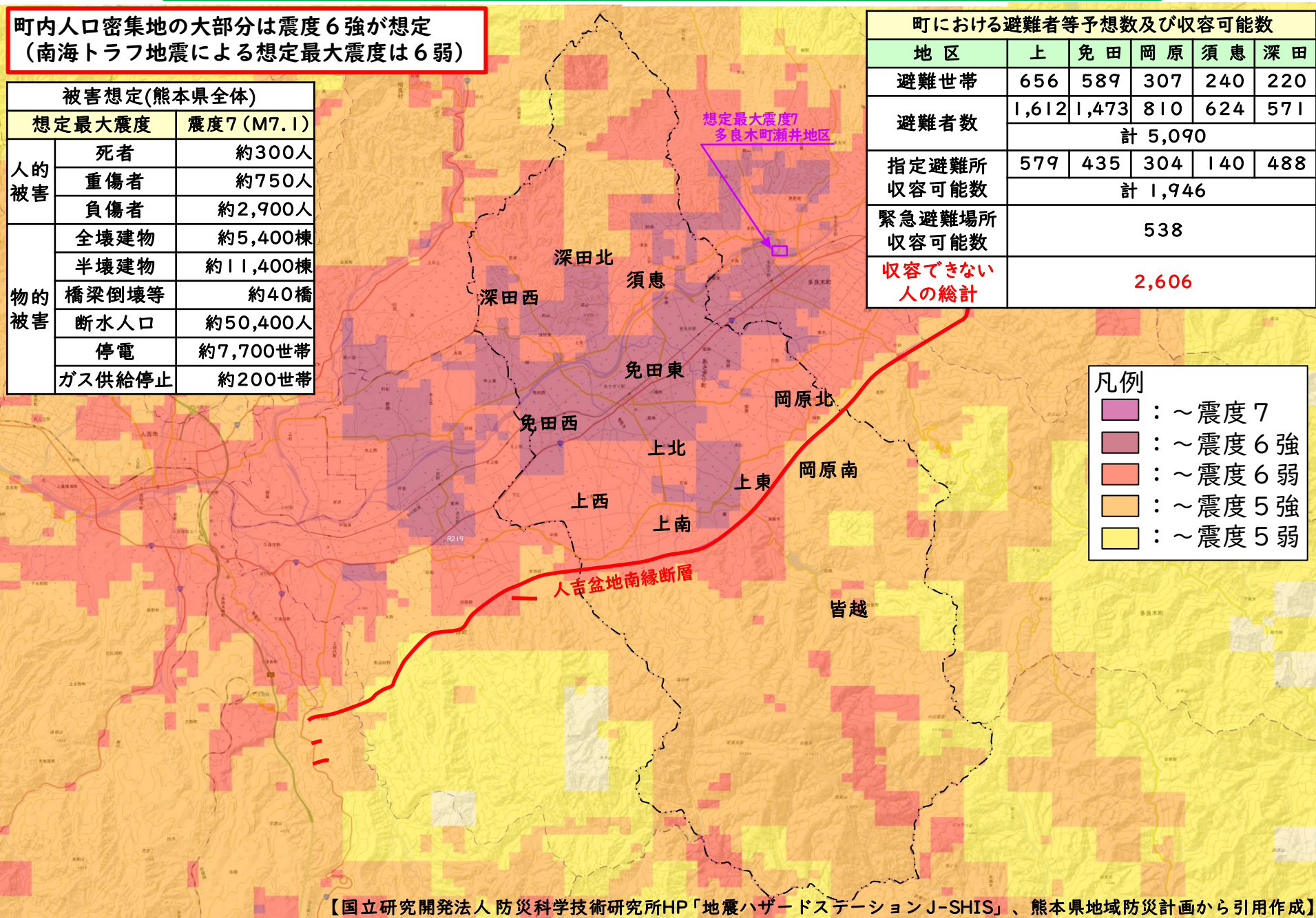
目 的	町防災士会と共催して防災・減災、国民保護等に関する展示やワークショップ、体験学習等の各種の啓発を実施し、町民の防災意識の高揚を図る。この際、商工観光課の協力を得てあさぎりマルシェの時期に合わせ、隣接した地域で実施し、少しでも多くの参加を得る。
時期・場所	11月 8日(日) 10:00~14:00、ポッポー館及びその周辺
参加範囲 (要調整)	○ 実施主体 あさぎり町役場及びあさぎり町防災士会 ○ 協力機関 多良木警察署、上球磨消防組合・町消防団、陸自西方特科連隊第3大隊、八代河川国道事務所、市房ダム、SEACH DOG人吉、人吉球磨アマチュア無線災害ネットワーク、あさぎりフレッシュフーズ、トヨタ・ホンダ自動車
実施予定 項目 (要調整)	○ 開会 ◦ 町長挨拶 ◦ 防災表彰(地区防災に貢献した区の代表者：上永里区地、斉堂地区) ○ ワークショップ ◦ 個人タイムラインの作成(町役場) ◦ ダムの機能(市房ダム) ◦ 傷病者等への応急処置(上球磨消防組合) ○ 防災体験 ◦ 初期消火(町消防団) ◦ 水害流水体験(八代河川国道事務所) ◦ 災害のVR体験(町役場)※県から機材借り受け ○ 装備展示 ◦ 警察装備 ◦ 消防装備 ◦ 自衛隊装備 ◦ 国交省装備 ◦ 厚労省装備 ◦ アマチュア無線装備

人吉盆地南縁断層による震度及び被害の想定

町内人口密集地の大部分は震度6強が想定
(南海トラフ地震による想定最大震度は6弱)

被害想定(熊本県全体)		
想定最大震度		震度7 (M7.1)
人的被害	死者	約300人
	重傷者	約750人
	負傷者	約2,900人
物的被害	全壊建物	約5,400棟
	半壊建物	約11,400棟
	橋梁倒壊等	約40橋
	断水人口	約50,400人
	停電	約7,700世帯
	ガス供給停止	約200世帯

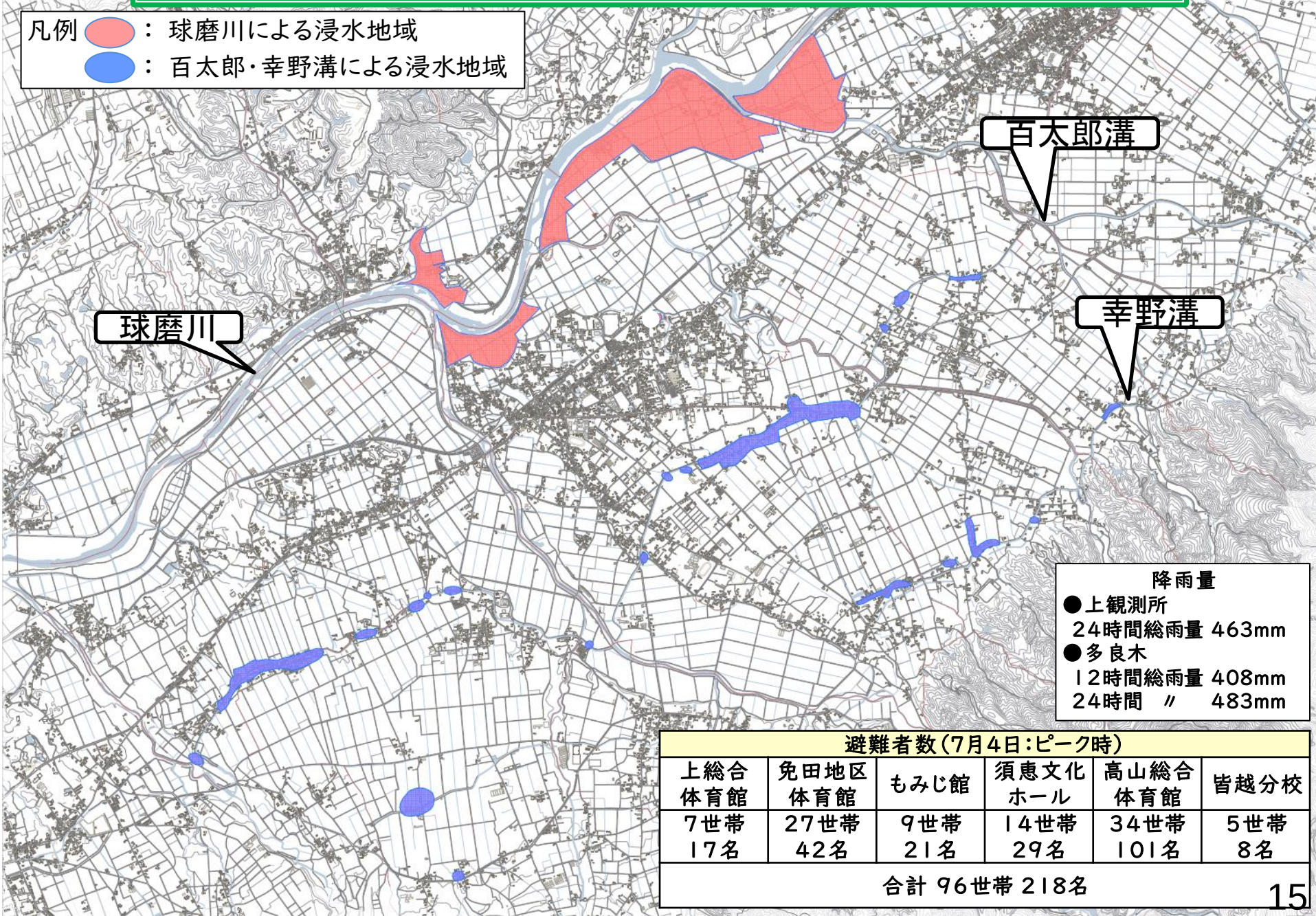
町における避難者等予想数及び収容可能数					
地区	上	免田	岡原	須恵	深田
避難世帯	656	589	307	240	220
避難者数	1,612	1,473	810	624	571
	計 5,090				
指定避難所 収容可能数	579	435	304	140	488
	計 1,946				
緊急避難場所 収容可能数	538				
収容できない 人の総計	2,606				



令和2年7月豪雨の浸水地域・避難者数

凡例

- : 球磨川による浸水地域
- : 百太郎・幸野溝による浸水地域



令和2年7月豪雨による被害の概要



深田 植の里地区 木内溝越水、田頭川氾濫



須恵 町道小学校線 土砂崩れ



上 免田川 堤防決壊



免田 吉井二子線 冠水



岡原 林道 黒原線 宮原川洗堀による崩落

水害・土砂災害被害見積(最大想定規模)

最大避難者数(防災マップ想定)及び指定避難所収容数

地 区		上	免 田	岡 原	須 恵	深 田
浸 水	世 帯	25	17	47	21	140
	避難者数	69	46	110	62	354
土砂災害	世 帯	102	9	6	69	67
	避難者数	222	35	12	211	171
合 計	世 帯	127	26	53	90	207
	避難者数	291 (579)	81 (435)	122 (304)	273 (140)	525 (488)

避難者数合計1292名(指定避難所収容可能人員数1946名)

浸水想定区域の表示について

この図は、球磨川水系13河川の洪水予報区間及び水位周知区間について、水防法の規定に指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示した図です。この図は、指定時点の球磨川水系最大13河川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により球磨川水系13河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

なお、シミュレーションの実施にあたっては、支流の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫を考慮していませんので、この図に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

● 指定の前提となる降雨量

球磨川上流域の12時間総雨量 502mm

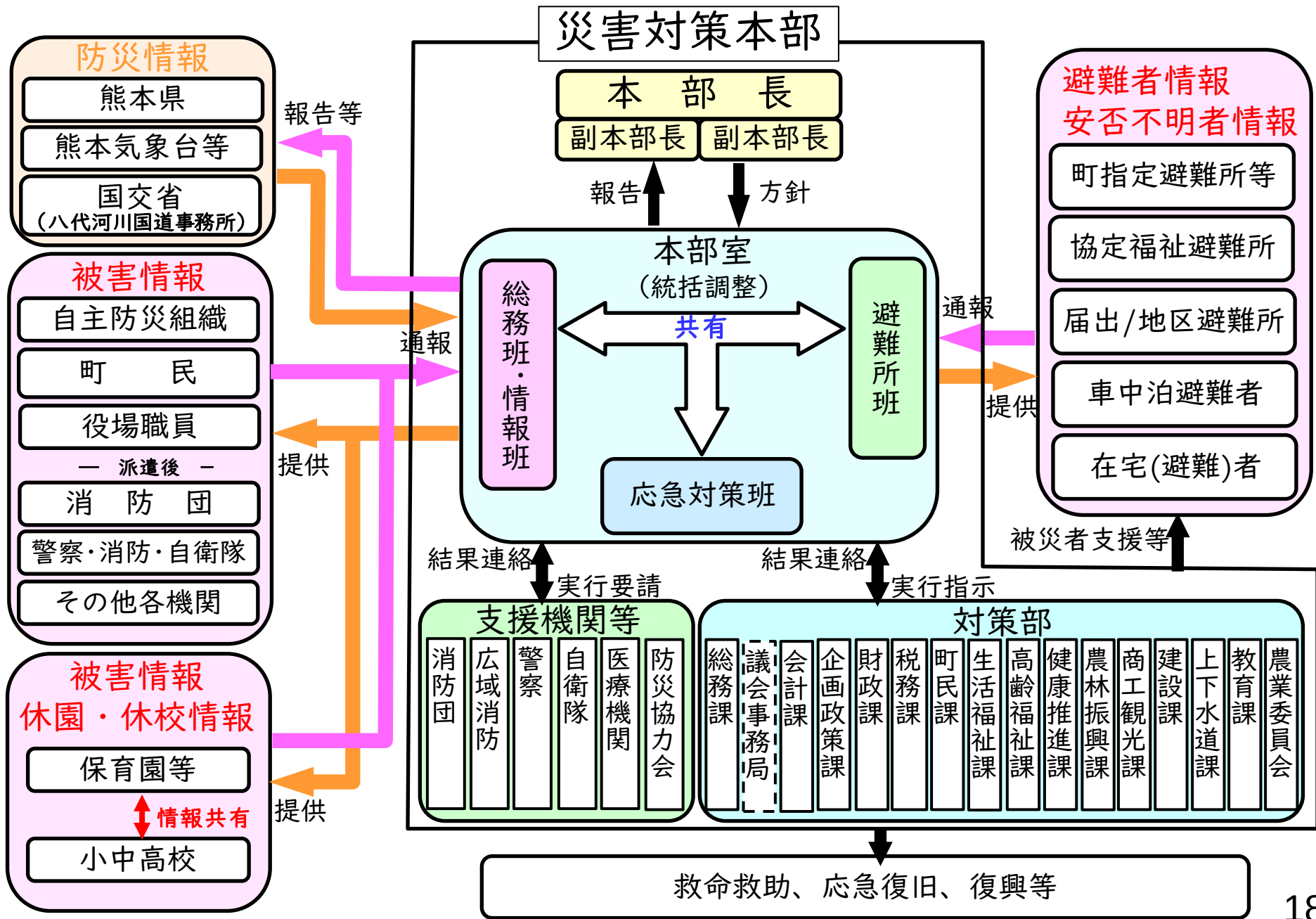
横石上流域の12時間総雨量 404mm

各河川流域全体に9時間の総雨量752mm

各河川流域全体に6時間の総雨量513mm

【参考】令和2年7月豪雨時の24時間総雨量463.5mm
(令和2年7月3日～4日、上観測所)

情報収集・共有体制



情報処理等マニュアル

1 本マニュアルの目的

他人やメディアからもたらされる情報の受け取り方は、人により様々で、その人の経験や感性、価値観などにより全く異なることがあります。このような相違は最近では多様性と表現され、人それぞれの個性として尊重されるようになりました。その一方、災害時においてそのような相違があっては、住民や町役場、支援機関などが一丸となって対策などに取り組むことが困難となります。

本マニュアルは、災害から町民を守る司令塔となる町職員が、災害の混乱においても、何をどう判断し、どう伝えるかを標準化し、若いては迅速円滑な応急対策につなげることを目的に、手順や考え方を記述しました。災害時には是非参考にさせていただき、もし、改善するところがあれば、危機管理監への意見ををお願いします。

2 災害対策室を準備する。

(1) 情報ツールを稼働させる。

ア P C ①：「県災害情報共有システム」※大型プロジェクター（中）に投影

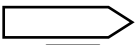
イ P C ②：「気象庁HP（キキクル）」、「川の防災情報」※大型プロジェクター（左）に投影

ウ 電話： 業務時間外であれば転送処置を解除、「災害通報記録用紙」を備付

エ 大型プロジェクター（中央）気象庁キキクル、気象解説（状況により国交省「川の防災情報」）を投影
（右） NHK放送を投影（映像及びL字データ放送の2画面を必須）

(2) 地図と表示ツールを準備する

ア 地図： U T M座標及び緯度経度が付されているもの（災害対策室に既設）

イ 資材： ①  型付箋紙〔サイズ1.5cm×7cm〕4種類（赤・青・黄・橙系色）

②  型付箋紙〔サイズ7cm四方形程度〕2種類（赤・黄系色）

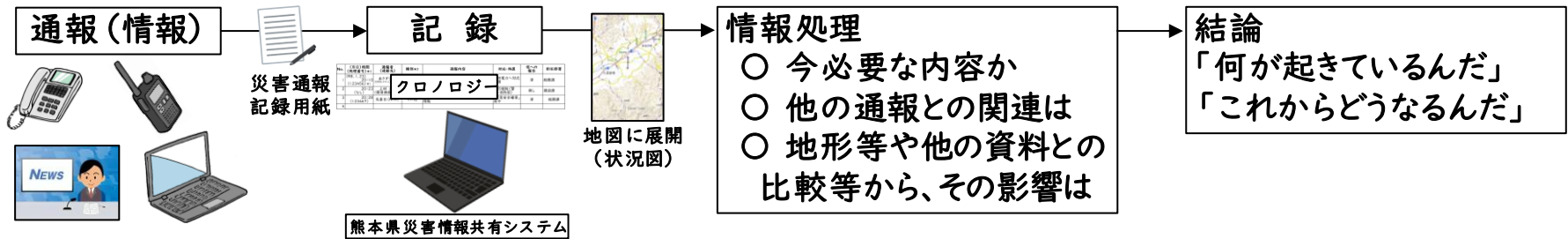
③ ホワイトボードマーカー4種（赤・黒・青・緑）

④ 油性ペン〔ステッドラー社製〕（赤・黒・青・緑色、各4サイズ〈S・F・M・B〉）

⑤ 硬質オーバーレイ

【付紙Ⅰ 警戒体制等に応ずる災害対策室等の内部配置】

3 情報等の取扱い
 通報等入手した以降の一般的なフローについて説明します。



① 電話や無線、テレビによる音声は「災害通報記録用紙」に記載、ネットニュースなどの印刷できるものは印刷し、入手した時系列にクロノロジーへ記載する。

【付紙2「災害通報記録用紙」】

② クロノロジーにはホワイトボードへ手書きで記載するものと県災害情報共有システム上の2つがあります。クロノロジーには通報だけでなく、防災気象情報の発令や役場の活動、例えば、警戒体制への移行や災害対策本部の設置、住民への避難指示発令など、主な活動をすべて記録します。

県災害情報共有システムのクロノロジーには「人命に係わる」又は「係わりそうな」事象について入力します。入力することにより、ほぼ自動的に県との情報共有できるので速やかに実施しましょう。

(手書きのクロノロジー様式と記載要領の一例)

No.	(月日)時間 (管理番号)*	通報者 (連絡先)	通報内容	対応・処置 (担任部署)
①	(R8.1.23) 20:10 (123456)*	あさぎり 誠 (090-xx-0000)	塚の脇住民。家が停電。国道沿いの街頭、信号機も消えています。	九州電力へ対応要請 (連絡先0966-098-7654) (商工観光課)
②	20:23 (なし)	石坂 大河 (簡易無線2ch)	2分団1部。県道43号線の錦町との境付近で土砂が道路へ流れ込み、一般車両は通れません。今のところ人的被害はありません。	通行規制 (消防団)
③	20:28 (123467)	気象台(NHK)	あさぎり、水上、多良木に記録的短時間大雨情報	「緊急安全確保」発令 (総務課)
④				

*: 県防災情報共有システムに入力後、自動的に付与される番号を記入

③ 通報等の概要を地図上(状況図)に展開し、その後の情報処理が速やかにできるように準備する。

【付紙3「状況図記載要領の一例」】

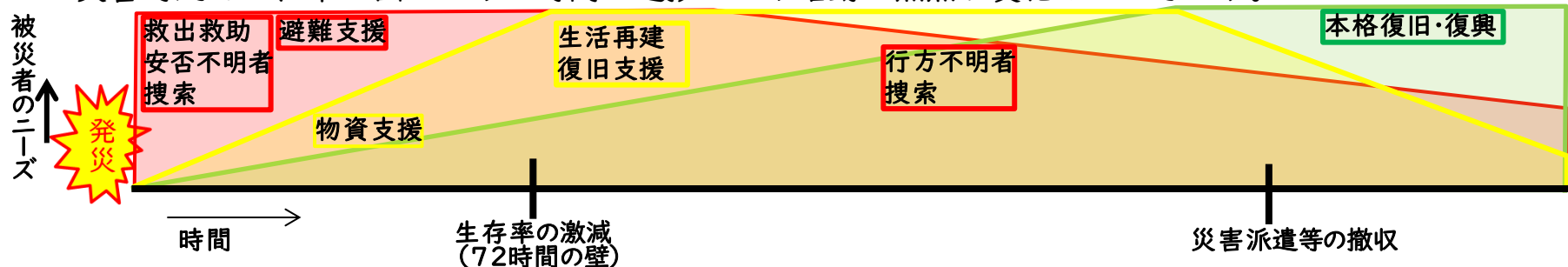
④ 情報の処理

住民さんからの通報やメディア報道には、「出来事」のみの内容と、「情報処理」された内容があります。

このうち、住民等からの通報の多くは、「出来事」のみの断片的な情報であり、他の通報や資料と集約・比較し、それらからどのような事が起こっているのかを評価する必要があります。

㊦ 今必要な内容か？

災害対応では、下の図のように時間の進捗により活動の焦点が変化していきます。

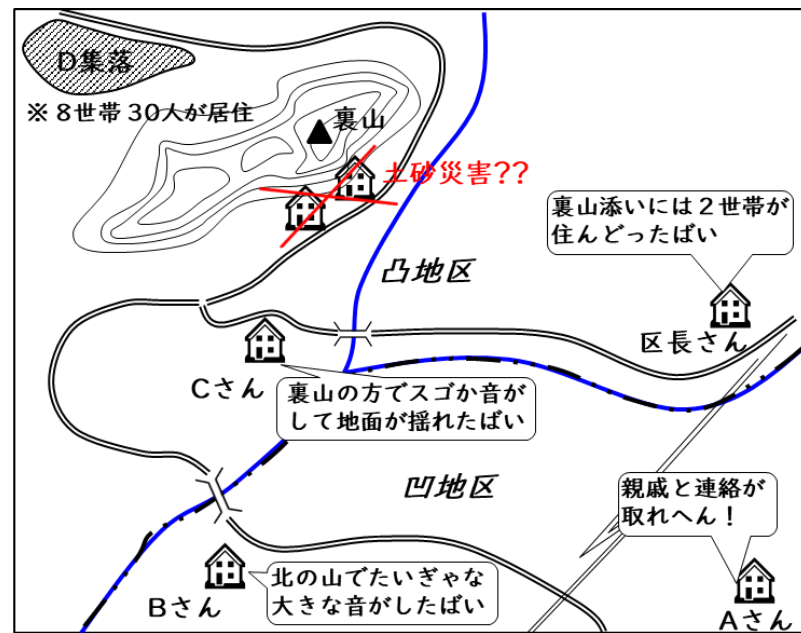


例えば、発災当初の人命救助に集中する時期に、ただ単に「家の塀が崩れた」との通報があっても、人命に係る事象か不明です。通報者への更問や他の関連情報を確認し、人命に係らなければ記録と安全確保までに留め、他の人命に係わる情報への対応に集中すべきです。これを「適切性」の評価といいます。

① 他の通報との関連は？

一見大した情報でなさそうでも、ほかの通報との関連して考えると大きな意味を持つ通報があります。

例えば右図のように、Aさんから「凸地区裏山に住む親戚と連絡が取れない」という通報があったとします。それに先立ち凸地区では、その南の凹地区に住むBさんから「北の山の方で大きな音がした」、凸地区のCさんからは「裏山の方で大きな音がして地面が揺れた」と通報があったとします。これらと合わせて考えると「凸地区の裏山付近で土砂災害が発生し、住民が巻き込まれた可能性」がありAさんの親戚である可能性があること、更に区長さんへの聞き取りにより、ほかに少なくとも1世帯が被害にあっていいる可能性があると考えられます。速やかに、状況確認や人命救助に着手しましょう。



この際の注意点として、「信頼性と正確性」を評価しなければならない場合があります。

例えば、前頁の事例において、Aさん以外の通報がBさんから「北の山の方で大きな音がした」だけだったらどうでしょうか。Bさん宅からの「北の山」が裏山のみとは限りませんし、Bさん宅と裏山の位置関係によっては、そもそも「それは裏山からの音なのか」という疑問も出てきます。関連が疑われるならば、AさんとBさんの通報に関連があるのかを含めて、更に情報収集を行うべきでしょう。

㊦ 他の統計情報等、公刊資料の活用

通報だけに限らず、他の部署が保有している既存の情報などを活用することも有効です。

例えば、①項の例の続きとして、地図を見ると土砂災害が疑われる地域に含まれる道はD集落に至る唯一の経路であり、また、ある資料からD集落には8世帯約30人が住んでいることがわかりました。

㊧ 結論

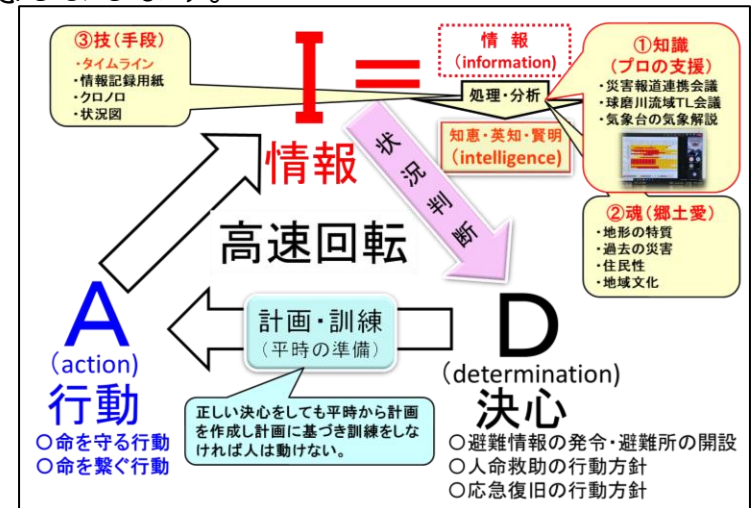
㊦までの作業から考察するに、裏山の土砂災害に2世帯が巻き込まれ、また、その崩落等の程度によりD地区に住む約30人が孤立化している可能性がある、と言えます。これにより応急対策部署は、状況の確認と速やかな救助のため支援機関等との具体的な調整を始めることとなります。

4 県及び関係機関との連携

3項までの結果によって、体調不良者の早急な移送など空路での救出が必要な場合など、町のみでの対応が困難な場合は、速やかに県の災害情報共有システムに入力する等、要請を速やかに行いましょう。情報処理を経て新たな事実が判明したならば（可能性も含む。）、修正しましょう。また、リエゾンが既に到着しているならば、地図を囲んでその方々と頭を突き合わせ、認識を共有し支援を要請しましょう。この際、自衛隊の災害派遣要請には「公共性」「緊急性」「非代替性」の3つを考慮しましょう。

5 最後に

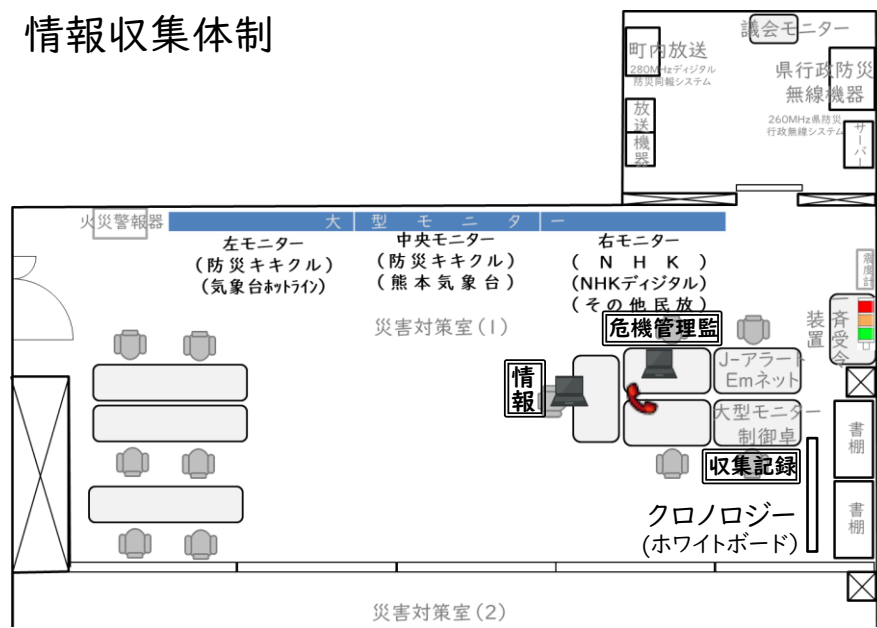
これらの過程では、急ぐあまりに重要な事柄を取りこぼすことが多々あります。本資料では、手順を説明するためにきれいに物事がすすむ体で記述しましたが、実際の災害では混乱と錯誤が常態です。そのような状況でも決して焦らず、落ち着きが保てる範囲で急ぐことに着意しましょう。適時の正確な情報の提供は、適切な決心を促進して素早い行動の着手につながり、そこで新たに判明した事項を処理分析して状況判断につなげるという、いわゆるIDAサイクル全体の高速化につながります。



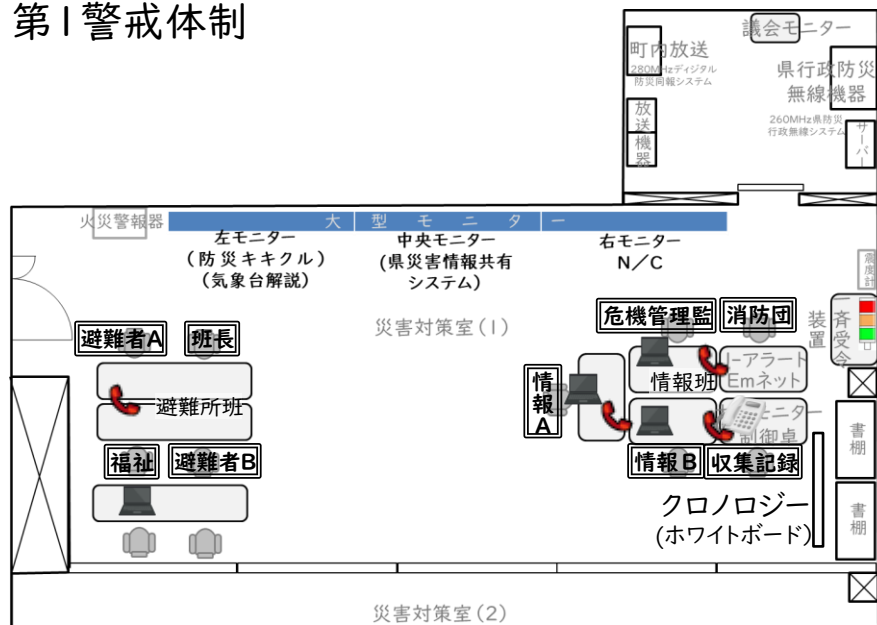
警戒体制等に応ずる災害対策室等の内部配置（基準）

付紙1

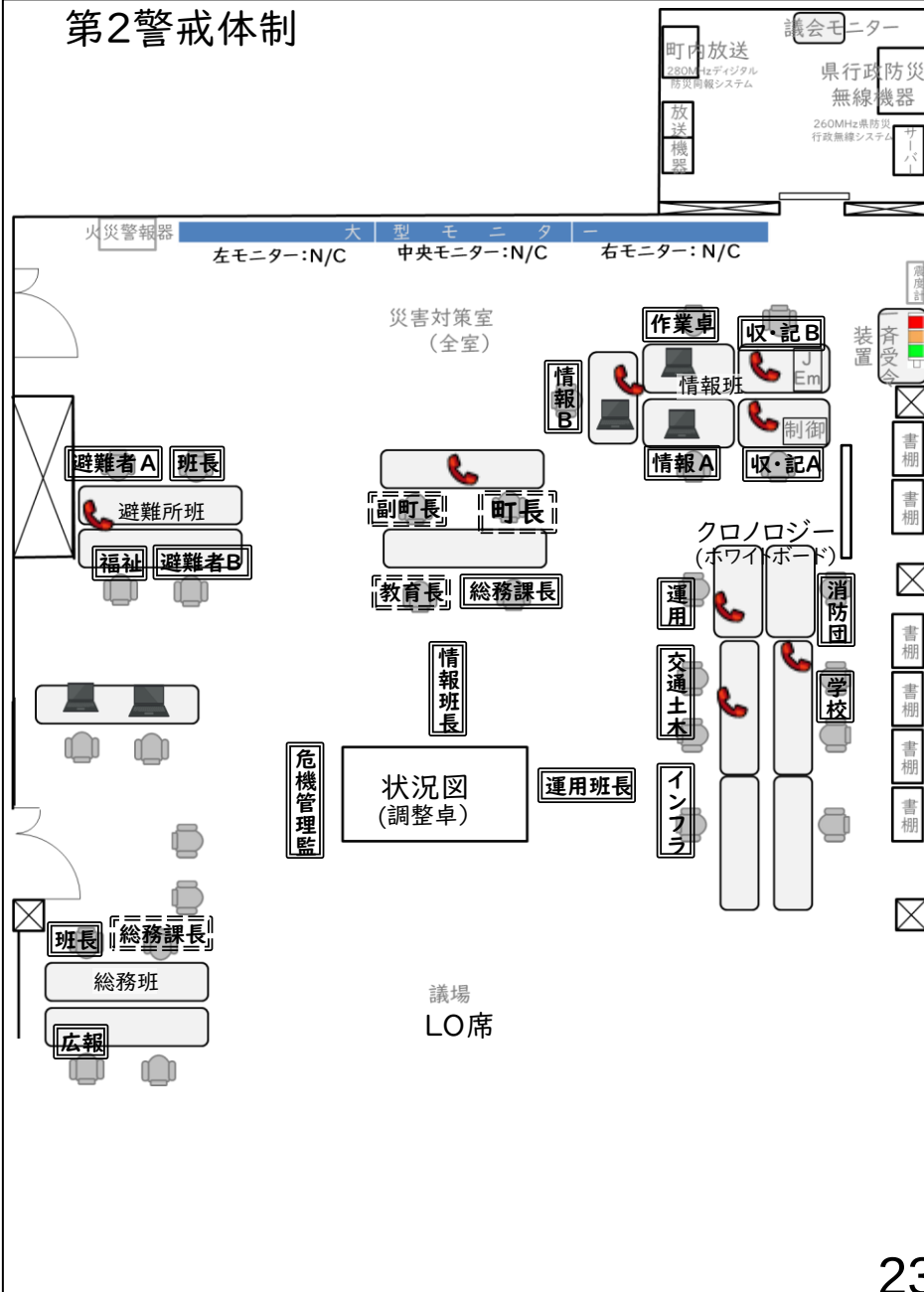
情報収集体制



第1警戒体制



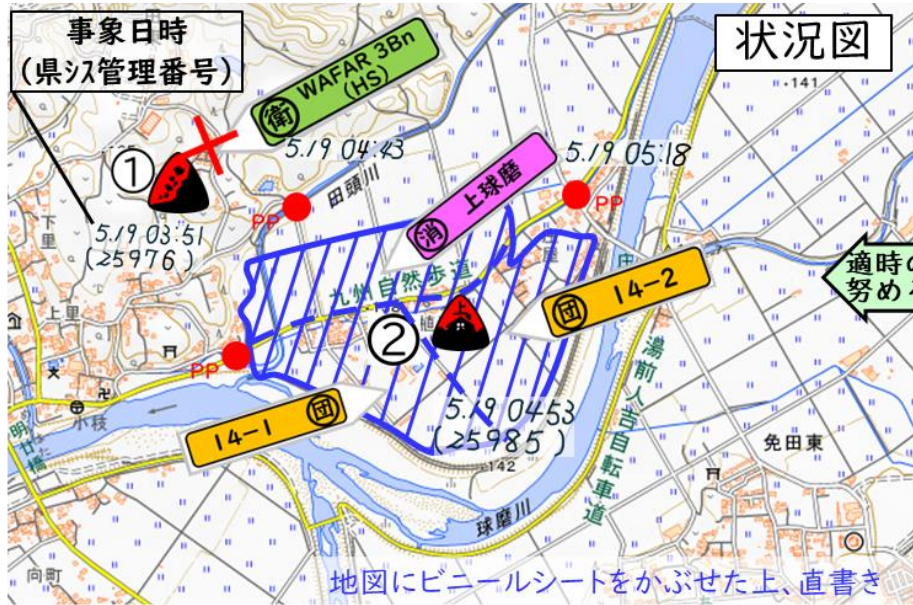
第2警戒体制



災害通報記録用紙

処理番号		災害通報記録用紙（新規・継続）									
① 発信者	氏名										
	日時	月	日	曜日	時	分					
② 通報者	所属	☐ 住民 ☐ 職員 ☐ 課 ☐ 県 ☐ 課 ☐ 地域振興局 ☐ 消防団 ☐ 警察 ☐ 消防署 ☐ 自衛隊 ☐ その他（ ）									
		住所									
	氏名	連絡先 - -									
③ 通報の内容	いつ	月	日	曜日	時	分					
	どこで	住所： UTM座標 - センサ/住宅地図P									
		死者（ ）名		行方不明（ ）名							
		重傷（ ）名		軽傷（ ）名		被害の程度不明（ ）名					
	原因	☐ 住宅の浸水 ☐ 住宅の倒壊 ☐ 土砂災害 ☐ 河川等の越水・堤防崩壊 ☐ その他（ ）									
		住宅	☐ 浸水（床上・床下） ☐ 倒壊（土砂・地震） ☐ 火災（全焼・一部） ☐ その他								
		道路	☐ 法面崩壊 ☐ 路肩崩壊 ☐ 冠水 ☐ 倒木 ☐ 通行不能 ☐ その他								
		河川等	☐ 越水 ☐ 堤防崩壊 ☐ その他（ ）								
		農林業									
	その他										
どうした	☐ 発生 ☐ 発生の恐れ（予想） ☐ 心配 ☐ その他（ ）										
状況	※更同等により確認できた細部の被害状況を記入、不明の場合は不明な状況を記入										
④ 対応内容	現地確認	☐ 無 ☐ 有（職員 消防団 業者 警察 消防署 自衛隊 その他（ ））									
	対応者	☐ 職員対応 ☐ 消防団対応 ☐ 業者依頼 ☐ 警察 ☐ 消防署 ☐ 自衛隊 ☐ その他（ ）									
	依頼者	氏名									
	救助	☐ へリ ☐ ボート ☐ 救急車両 ☐ 重機 ☐ 人員 ☐ 特殊技能者等					開始時間 完了時間 ： ：				
		☐ 救助準備中 ☐ 救助中 ☐ 救助完了（医療機関へ後送・避難所等へ後送）					開始時間 完了時間 ： ：				
	規制	☐ 全面通行止め ☐ 片側通行止め ☐ 大型車通行止め ☐ その他（ ）					開始時間 終了時間 ： ：				
その他	☐ 完了 ☐ 対応中 ☐ 後日対応（全部・一部） ☐ 未対応										

状況図等記載要領(一例)



クロノロジー

No.	日 時間 (管理番号)	通報者	通報内容	処置・対応 (担当部署)
①	5.19 03:51 (25976)	深田東1556 トビマツ	北の民家裏のがけが崩れて、一番上の家がつぶされている。77と42の親子が住んでいたはず、助けてください。	19 04:43 えびの3大隊本 管中隊救助開始(総務)
②	5.19 04:53 (25985)	深田東1847 マツナガ	家へ急に水が流れ込んできて家の2階に避難中です。窓から見る限り、近所の家も1階は浸水しています、助けてください。	19 05:18 消防団、上球磨 消防に救助依頼(総務)

発生事象等シンボル(案)

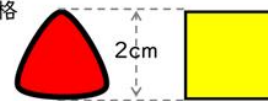
1 あらかじめ準備しておく表示
(1) 人的被害等を伴う事態

	要救助	処置中	救助不要	処置済
土砂崩れ				
土石流				
浸水	床上 			
	床下 			
建物被害				
救助要請				
その他				

(2) 発生事象

(人の流失)	(家屋流出)	(安否不明者)	(ご遺体)	(決壊)
(道路損傷)	(橋の損傷)	(火災)	(液状化)	(積雪)
(落下物)	(不審者)			

※ 規格



2 手書きにより表示

(浸水域)	(延焼範囲)	(土砂被覆)	(崩落域)	(汚染域)
(発生源)	(規制点)	(規制線)	(緊急避難スペース)	(着陸地帯)

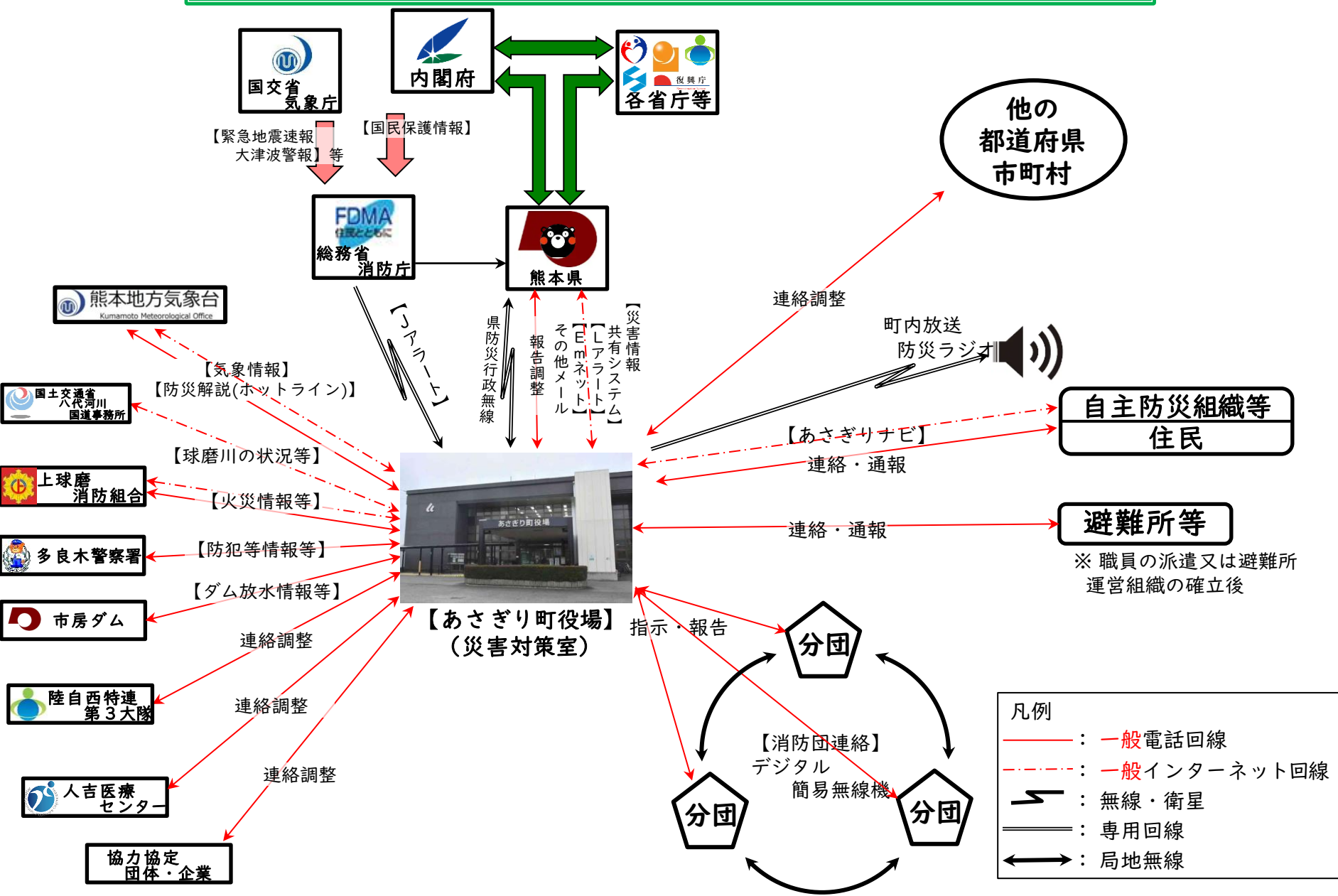
応急対策実行組織のシンボル

	分団一部	:	消防団
	所属(署)	:	広域消防
	所属(署)	:	警察
	所属(部隊)	:	自衛隊
	組織名	:	その他

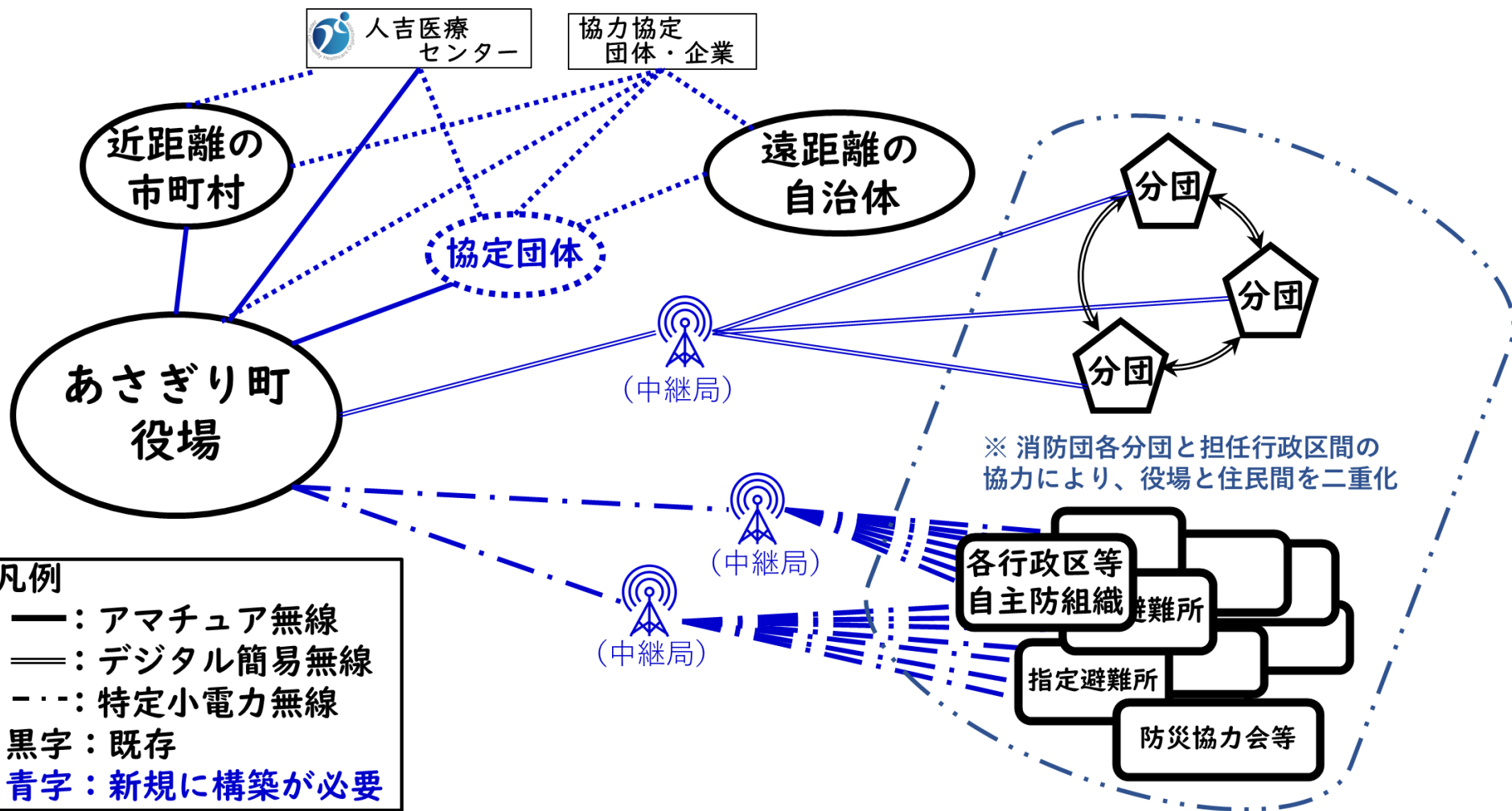
○内：自=自主防災組織、協=防災協力会
ボ=ボランティア等

応急対策が完了したら、県への報告後、外す

町の防災情報収集・伝達系統図



町非常通信系の構想



「防災避難マップ」で避難行動要支援者の命を守る！

「支え合いマップ」で見える化！

お茶のみ等、日頃のお付き合い

買い物支援



ゴミ出し支援



声かけ・見守り



支え合いマップ



社会福祉協議会と役場で作成を支援します。

「支え合いマップ」で明らかになった
要支援者の命を守るために「防災避難マップ」を作成！

凡 例					
昭和56年 以前に建設 された住宅 (旧耐震)	気になる方 避難行動 要支援者 + 耐震強度 が低い家	地震の影響を考慮して選定			
		支援者	1次 避難所等	1次 集合場所	救助経路 避難経路
①	②	③	④	⑤	⑥

防災避難マップ



役場と社会福祉協議会で作成を支援します。

「防災避難マップ」で見える化！

要支援者の避難支援



避難経路・避難要領



避難目標(避難所等)



⚠ 危険地域 ⚠



地区防災計画と個別避難計画の整合

避難行動要支援者

- ① 自宅で安全が確保できない人
- ② 自ら避難することが困難で、避難に支援を要する人

災害時！



地区防災計画(自助・共助)

共助の力で作成



家族・親族等の支援
で避難(自助)



近所・隣保班・区等
の支援で避難(共助)

共助の力では
避難が困難な方

個別避難計画

公助と共助が協力して作成



整合

介護度が高い自宅介護の
高齢者・傷病者・障害者等

あさぎり町タイムライン(令和8年度:新たな防災気象情報に基づく)

別紙第 2

収集する情報	気象情報	氾濫、大雨、土砂災害	注意報（レベル2）	警報（レベル3）	危険警報（レベル4）	特別警報（レベル5）	
		気象防災速報等		★線状降水帯半日前予測	★線状降水帯直前予測	★記録的短時間大雨	
		気象解説情報	★台風（暴風圏接近）	★暴風圏半日前予測	★暴風圏6時間前/進路急変予測等		
	球磨川 （指定河川）	キキクル表示	黄（注意）	赤（警戒）	紫（危険）	黒（発生/切迫）	
		観測所水位	消防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
		多良木	2. 0 m	3. 5 m	3. 6 m	3. 7 m	
		錦（一武）	3. 5 m	4. 3 m	4. 4 m	4. 5 m	
	その他河川 水路等	キキクル表示	黄（注意）	赤（警戒）	紫（危険）	黒（発生/切迫）	
	市房ダム		事前放流等	洪水調節放流	貯水能力半分情報	★異常洪水時防災操作	
	土砂災害	キキクル表示（土砂）	黄（注意）	★気象台の防災気象速報により	★紫（危険）	黒（発生/切迫）	
町の及び周辺の現状		★冠水、顕著な河川増水	★悪化傾向の継続	★被害切迫の兆候	★緊急放流開始		
発令	警戒体制等		情報収集体制	第1警戒体制	第2警戒体制	災害対策本部	
	避難情報		→ 予防的避難	高齢者等避難	避難指示	（緊急安全確保）	
各防災関係機関との連携		消防団	団長等招集				
			巡回警戒・水防活動	+避難支援活動、交通統制等危害予防	+人命救助活動		
			警察・消防	リエゾン	避難支援活動、交通統制等危害予防	+人命救助活動	
各課の行動		自衛隊	派遣要請	派遣調整	災害派遣活動		
			災害対策室 （※各課からの動員）	情報収集	警戒体制 （情報共有・職員招集）	警戒体制強化 （情報共有・職員招集）	災害対策本部の設置～運営 （被害情報の収集及び応急対策）
			高齢福祉課・生活福祉課 健康推進課	指定避難所等の開設～運営 （避難状況の把握・自主防災組織及び福祉避難所との連携）			
		建設課・農林振興課	清願寺ダムへの配置				
自主防災組織（避難所運営委員会含む）		情報収集 水防活動	避難支援、交通統制、避難支援、人命救助				
			避難場所・避難所の開設～運営				

★印は、注意報等に係わらず、警戒体制強化のため重視する事項を表す。

災害対策本部の編成・役割

※1 各課の任務は災害対応時に、担任する業務の概要を記載（条例に基づく分掌事務は継続する前提）

※2 避難所派遣職員は、各課持回りの1日交替とする。
（各指定避難所に2名を基準）

本部長	町 長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
任 務	災害対策全般の指揮・判断 等



災害対策本部室(統括調整)の編成・任務

本部長	町 長		
副本部長	副町長	副本部長	教育長
○ 災害対応の総括・指揮 ○ 住民の安全確保に関する決定 ○ 資源の投入判断		○ 情報発信の統括 ○ 復旧・復興方針の決定	

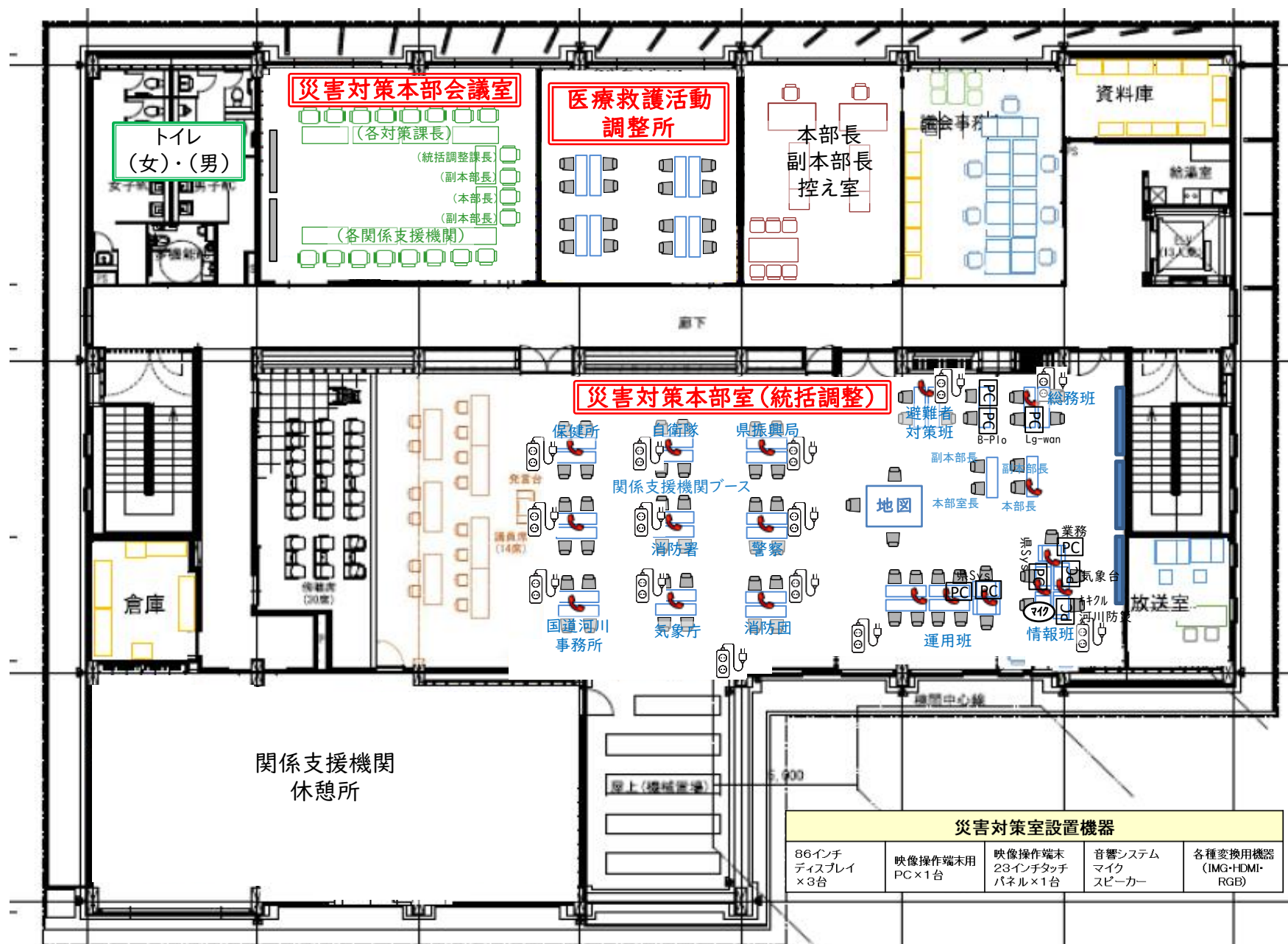
対策部
(別紙第14-1)

本部室(統括調整)	
室長	総務課長
○ 本部長の意思決定の補佐 ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策の総合調整、実行指示 ○ 災害対策本部の運営	

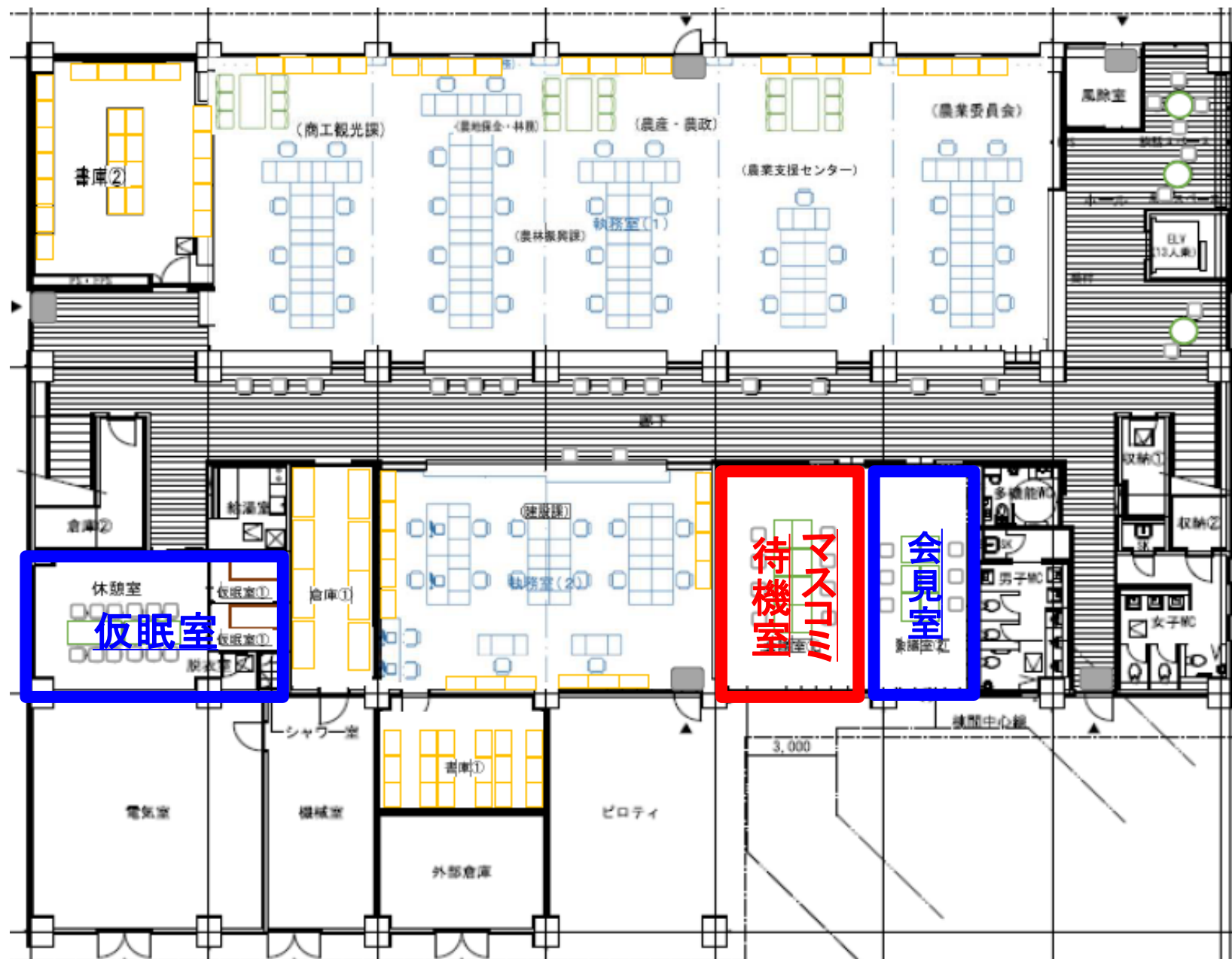
室長補佐	危機管理監
○ 被害情報等の処理・分析 ○ 応急対策の構想確立 ○ 県及び関係機関との調整・連絡等 ○ 応急対策状況(効果)の把握	

総務班		情報班		応急対策班		避難者対策班	
班 長	総務課	班 長	総務課	班 長	総務課	班 長	高齢福祉課
総務係	議会事務局	情報係A	総務課	運用係	企画政策課	避難者対策係	健康推進課
庶務・広報係	総務課	情報係B	財政課	消防団運用係	消防団		健康推進課
○ 本部会議の運営事務 ○ 応急対策関連を除く各対策課との連絡調整		通信・記録係A	企画政策課	交通土木対策係	建設課	福祉施設対策係	生活福祉課
○ 応援職員の受付・管理 ○ 情報発信・報道対応		通信・記録係B	税務課	学校等対策係	教育課	救援物資調達係	農業委員会
		○ 情報収集 ○ 被害情報等の処理・分析 ○ 災害対策本部内、県・支援機関等への被害情報・応急対応状況等の報告・提供 ○ クロノロジー記録		水道対策係	上下水道課	物資配分係	農林振興課
				インフラ対策係	商工観光課	避難所派遣	各課
				各機関連絡調整	各支援機関LO	○ 避難者支援 ○ 避難所環境の整備 ○ 支援物資の調達及び配分	
				○ 応急対応構想の案出 ○ 各課・支援機関等の運用 ○ 応急対応の実行指示			

災害対策本部のレイアウト(災害対策室＋議場)



第二庁舎1階の全般レイアウト



警戒体制と移行基準(気象災害等)

警戒体制	各警戒体制への移行の基準(○)、避難情報等発令の基準(☆)			
	土砂災害	河川の氾濫		暴風 (台風等)
		球磨川	中小河川(県管理河川)	
情報収集体制	○災害・氾濫・大雨に関して、早期注意情報で警報級の可能性『高』、あるいは時系列情報で警報以上が予測され、注意報が発令された場合 ○土砂災害キキクル「注意」(黄) 【消防団巡回警戒】(別命)			○町へ被害を与える可能性は小さいものの、急な進路変更の可能性があり監視が必要と判断される場合 ○洪水キキクル「注意」(黄) 【消防団巡回警戒】(別命)
第1警戒体制	○薄暮や早朝により避難行動の困難が予測され、町が『予防的避難』を呼び掛けた場合 ○土砂災害・氾濫・大雨に関して、警報が発令された場合 ○町へ影響する可能性がある線状降水帯半日前予測が発表された場合 ○気象台から土砂災害警報に準ずる情報を入手した場合 ○土砂災害キキクル「警戒」(赤) ○1日累積雨量が200ミリ以上 ○今後1日予想雨量が200ミリ以上 【消防団巡回警戒】危険箇所 ☆【高齢者等避難】 「危険な場所から高齢者等は避難」	○氾濫注意水位 (※一武:4.3m、多良木:3.5m) ○氾濫キキクル「警戒」(赤) 【消防団巡回警戒】危険箇所 ☆【高齢者等避難】 「危険な場所から高齢者等は避難」	○洪水キキクル「警戒」(赤) 【消防団巡回警戒】危険箇所 ☆【高齢者等避難】 「危険な場所から高齢者等は避難」	○左記同様の予防的避難を呼び掛けた場合 ○町が、半日以内に台風時の勢力圏に入り被害を及ぼすと予測される場合 【消防団巡回警戒】危険箇所 ☆【高齢者等避難】 「危険な場所から高齢者等は避難」
第2警戒体制	○町へ影響する可能性がある線状降水帯直前予測が発表された場合 ○土砂災害・氾濫・大雨に関して危険警報が発令された場合 ○土砂災害キキクル「危険」(紫) ☆【避難指示】 「危険な場所から全員避難」			○町が6時間以内に暴風圏等に入り、被害を及ぼす可能性が大きくなると予測される場合 ☆【避難指示】 「危険な場所から全員避難」
災害対策本部	○災害が発生又はそのおそれがある場合。または、兆候なく突発的に発生した大規模災害へ対応が必要な場合(竜巻等) ☆【避難指示】「危険な場所から全員避難」 ☆状況により【緊急安全確保】「命を守る行動」を呼び掛け			

警戒体制への移行基準(地震)

震度4以上! 下表の体制要員は自主的に登庁

体 制	各警戒体制への移行の基準(○)及び避難指示等の発令の基準(☆)
情報収集体制	○ 町域において震度4が観測された場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 ☆【消防団巡回警戒】危険個所等の点検確認
第2警戒体制	○ 町域において震度5弱以上の地震が観測された場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表 (☆【高齢者等避難】「避難行動要支援者等は危険な場所(未耐震家屋等)から早期に避難」)
災害対策本部設置	○ 町域において震度6弱以上が観測又は尋常ではない激しい揺れを感じた場合 ☆【避難指示】「全員避難」

情報収集体制の編成・役割

配置目的		防災気象情報等や南海トラフ地震臨時情報、その他災害に際し、第1警戒体制への移行及び高齢者等避難の発令、状況により避難指示の発令又は更なる体制強化を実施するため。	
配置基準	台風豪雨	別紙第14「警戒体制と移行基準及び避難指示等の発令基準（台風・豪雨）」による。	
	地震	別紙第15「警戒体制への移行基準（地震）」による。	
配置場所		災害対策室（第二庁舎2階）	
配置基準		3名（危機管理監、総務課（行政）1名、総務課・企画政策・財政課のいずれかから1名） ※早期注意情報・時系列情報の切迫度に応じて、3名の配置を柔軟に変更する場合あり	
役割		◆ 危機管理監 ① 発生事態の全般把握 ② 避難情報等の発令、警戒体制等への移行に関する状況判断及び上申 ③ 警戒待機要員への情報提供、招集連絡（logoチャット） ④ 緊急時における県等への連絡・通報 ◆ 情報係【総務課（行政）】 ① 下表を基準とする機関・ツールからの情報収集 ② 県防災情報共有システムの入力、クロノロジー、状況図との整合・管理 ③ 危機管理監不在時の代行業務	
		地震 台風・豪雨 その他災害 共通	○ テレビ【NHKデータ放送等】 ○ 各種報道機関【インターネット】 ○ 県及び近隣自治体の状況【熊本県防災情報システム】 ○ 熊本気象台予報官からの情報収集【気象台ホットライン】
		台風・豪雨	気象情報 ○ 気象庁HP（キキクル（土砂・浸水、洪水）アメダス、雨雲レーダ）
			河川等状況 ○ 国土交通省HP『川の防災情報』（町内河川水位、市房ダムの状況） 被害情報 ○ 八代河川国道事務所 lgWANメール（球磨川タイムラインの状況）
		◆ 記録連絡係【総務課・企画政策・財政課のいずれかから1名】 ① クロノロジーの記録・管理 ② 住民（役場職員、自主防含む。）からの情報収集、消防団からの通報連絡対応 ③ 避難情報等の住民への告知連絡	

第1警戒体制の編成・任務

配置目的		① 災害に際し、避難行動要支援者等を早期避難を円滑に実施するため。 ② 危険度の高まりに応じて体制強化及び避難指示の発令を実施するため。
配置基準	豪台風	別紙第14「警戒体制と移行基準及び避難指示等の発令基準(台風・豪雨)」による。
	地震	別紙第15「警戒体制への移行基準(地震)」による。
配置場所		災害対策室(第二庁舎2階)
配置基準		危機管理監、総務課(1名)、総務課・企画政策課・財政課(うち1名)、企画政策課・財政課・税務課(うち1名) 避難所班: 高齢福祉課(1名)、生活福祉課(1名)、健康推進課(2名)、各課(避難所派遣、2~15名)

危機管理監

- ① 「情報収集体制」時の任務の継続
② 関係支援機関等の派遣等に関する調整

情報係A	情報係B	収集記録係	消防団運用	避難所班(4名)
① 状況図の記録・管理 ② 県防災情報共有システムの入力、クロノロジー、状況図との整合・管理 ② 危機管理監不在時の代行業務	① 各種ツールによる情報収集及びクロノロジーへの記録 ② 県防災情報共有システムへの記録・管理	① 警察・消防、住民等からの通報受及びクロノロジーへの記録 ② 災害対策室における情報共有 ③ 住民への周知、広報(防災ラジオ、告知放送、あさぎりナビ)	① 巡回警戒消防団との連絡、クロノロジーへの記録 ② 避難者支援等、消防団の運用調整	○ 班長 ・ 自主防組織との連絡 ・ 避難者の把握 ○ 福祉避難所係 ・ 協定事業所との要配慮者入所に係る協議 ○ 避難者調整係(2名) ・ 要配慮者等の避難先調整・相談対応 ・ 状況により一時福祉避難所の設置等
氏名: (総務課(行政))	氏名: (総務・企画政策・財政課の内から1名)	氏名: (企画政策・財政課・税務課の内から1名)	消防団計画	高齢福祉課(班長)、生活福祉課、健康推進課(2名)

避難所派遣員
(2~3名/1施設)

役場との窓口業務

第2警戒体制の編成・任務

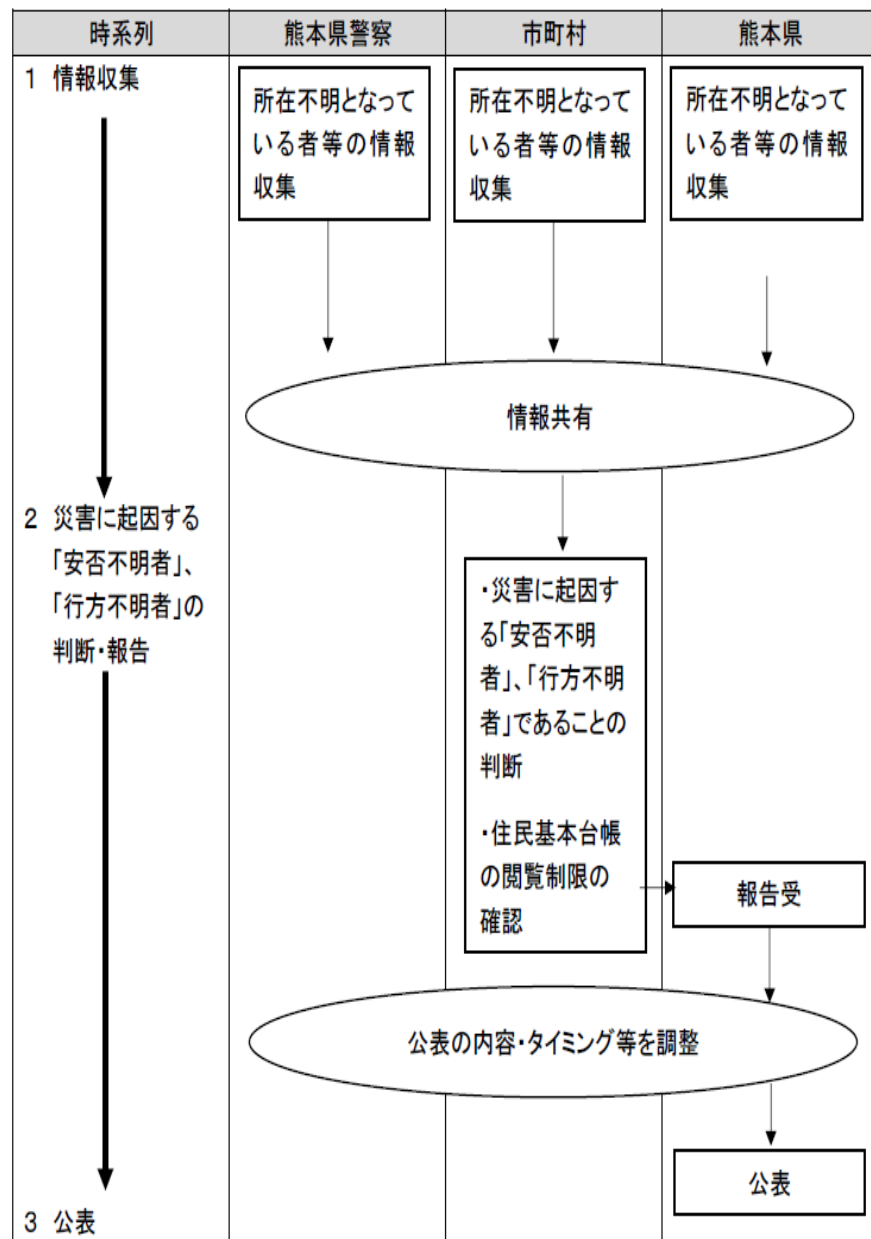
配置目的		① 状況を把握して危険地域に居住する住民の避難を円滑に実施し、被害を防止するため。 ② 災害対策本部の設置を円滑に実施するため。
配置基準	台風豪雨	別紙第14「警戒体制と移行基準及び避難指示等の発令基準(台風・豪雨)」による。
	地震	別紙第15「警戒体制への移行基準(地震)」による。
配置場所		災害対策室(第二庁舎2階)
配置基準		町長、副町長、教育長、総務課長、危機管理監 総務班:総務課(1名)、議会事務局(1名) 情報班:総務課(2名)、企画政策課(1名)、財政課(1名)、税務課(1名) 運用班:総務課(1名)、企画政策課(1名)、消防団(1名)、建設課(1名)、教育課(1名)、商工観光課(1名) 避難所班:高齢福祉課(1名)、生活福祉課(1名)、健康推進課(2名)、各課(2~15名)
災害警戒本部	町長 (副町長、 教育長、)	- 対応方針の決定 - 住民の安全確保に関する決定 - 資源の投入に関する決定 - 報道、広報等への発信統括
	総務課長	- 町長等の意思決定の補佐 - 災害対応に係る業務の全般統制
	危機管理監	- 総務課長の補佐 - 被害と応急対応の状況把握、処理・分析 - 応急対応構想の確立 - 県及び関係機関との調整・連絡等
	総務班	○ 班長(総務課(総務)) - 災害対応以外の町内外との連絡調整 - 第2警戒体制勤務員の管理 ○ 総務係(議会事務局) - 災害対策本部設置に伴う職員の呼集連絡 - 住民への周知、広報(防災ラジオ、告知放送、あさぎりナビ) - 災害対策本部設置に伴う職員の呼集連絡
	情報班	○ 班長(総務課(行政)) - 情報班内の統制、任務調整 - 被害情報の把握、状況図への記録・管理 - 危機管理監、運用班長との状況認識・対応構想の協議 - 被害状況等の状況図への記録・管理

災害警戒本部	情報班	○ 情報係A(総務課(総務)) ◦ クロノロジーの記録・管理 ◦ 状況図との整合確認 ○ 情報係B(財政課) ◦ 県情報共有システムの入力操作及び情報収集 ◦ 状況図及びクロノロジーとの整合確認 ○ 収集記録係A(企画政策課) ◦ 警察・消防、住民等からの情報収集及び記録 ◦ 災害対策室における情報共有、状況によりマイク放送 ◦ 情報通信環境の保守 ○ 収集記録係B(税務課) ◦ メディア、インターネット等からの情報収集及び記録 ◦ 記録連絡係Aの補佐
	運用班	○ 班長(総務課(行政)) ◦ 運用班内の統制、任務調整 ◦ 危機管理監、情報班長との状況認識・対応構想の協議 ◦ 対応構想に基づく各係、LOとの運用調整、運用状況の状況図への記録管理 ◦ 関係機関の活動状況及び運用単位数の管理 ○ 運用係(企画政策課) ◦ 消防団、警察・広域消防等、支援機関の活動状況及び活動単位の把握 ○ 消防団運用係(消防団) ◦ 消防団の指揮連絡、活動状況の把握 ○ 交通土木対策係(建設課) ◦ 道路及び橋梁等被害への交通規制、応急復旧に係る連絡等 ○ 学校等対策係(教育課) ◦ 学校等の休校状況の確認・助言 ◦ 学校施設の避難所・活動拠点への応急使用に係る調整 ○ インフラ対策係(商工観光課) ◦ 生活インフラの応急対策に関する防災協力会等との連絡等 ○ (支援機関LO) ◦ 応急対策に派遣できる単位数の把握 ◦ 応急対策実行に関する危機管理監等との協議・調整

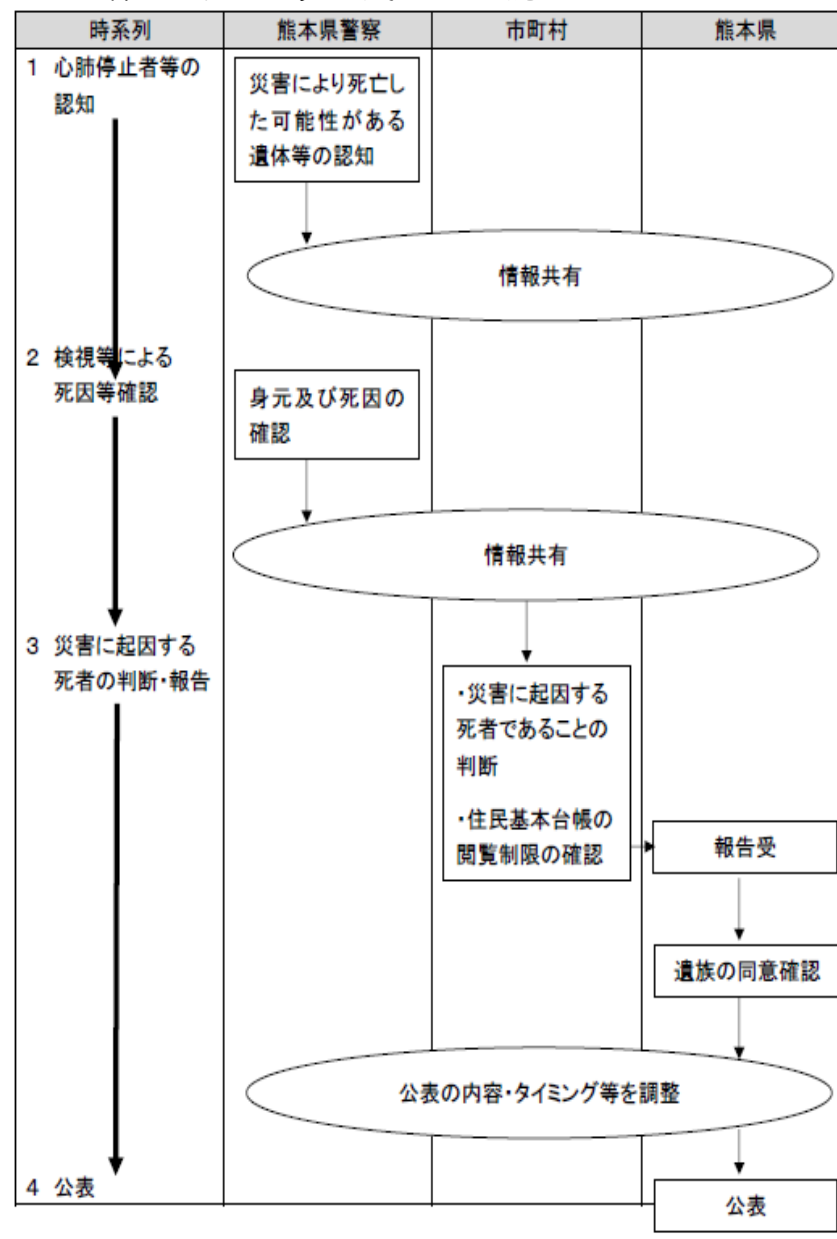
	避難所班	○ 班長（高齢福祉課） ◦ 避難所班業務の任務調整 ◦ 避難者数の把握 ◦ 自主防災組織及び避難所との窓口業務 ○ 福祉避難所係（生活福祉課） ◦ 避難者協定福祉避難所との開設に係る調整 ◦ こども園等の休校状況の確認・助言等 ○ 避難者対策係A（健康推進課） ◦ 要配慮者等の避難先調整・相談対応 ◦ 医療救護活動に関する医療機関との調整に係る事項 ○ 避難者対策係B（健康推進課） - 一時福祉避難所の運営 ○ 指定避難所派遣組（2～3名/1施設） （各課の課長・課長補佐、建設課・上下水道課・農林振興課・健康推進課を除く全職員） ◦ 避難入所者の把握 ◦ ニーズの把握・連絡 ◦ 物資の支援要請等に関する事項（新物資システムの操作含む。）
--	------	--

災害時における死者・行方不明者等の公表に関する手続き

1 安否不明者・行方不明者の氏名公表に関する手続き



2 死亡者の氏名公表に関する手続き

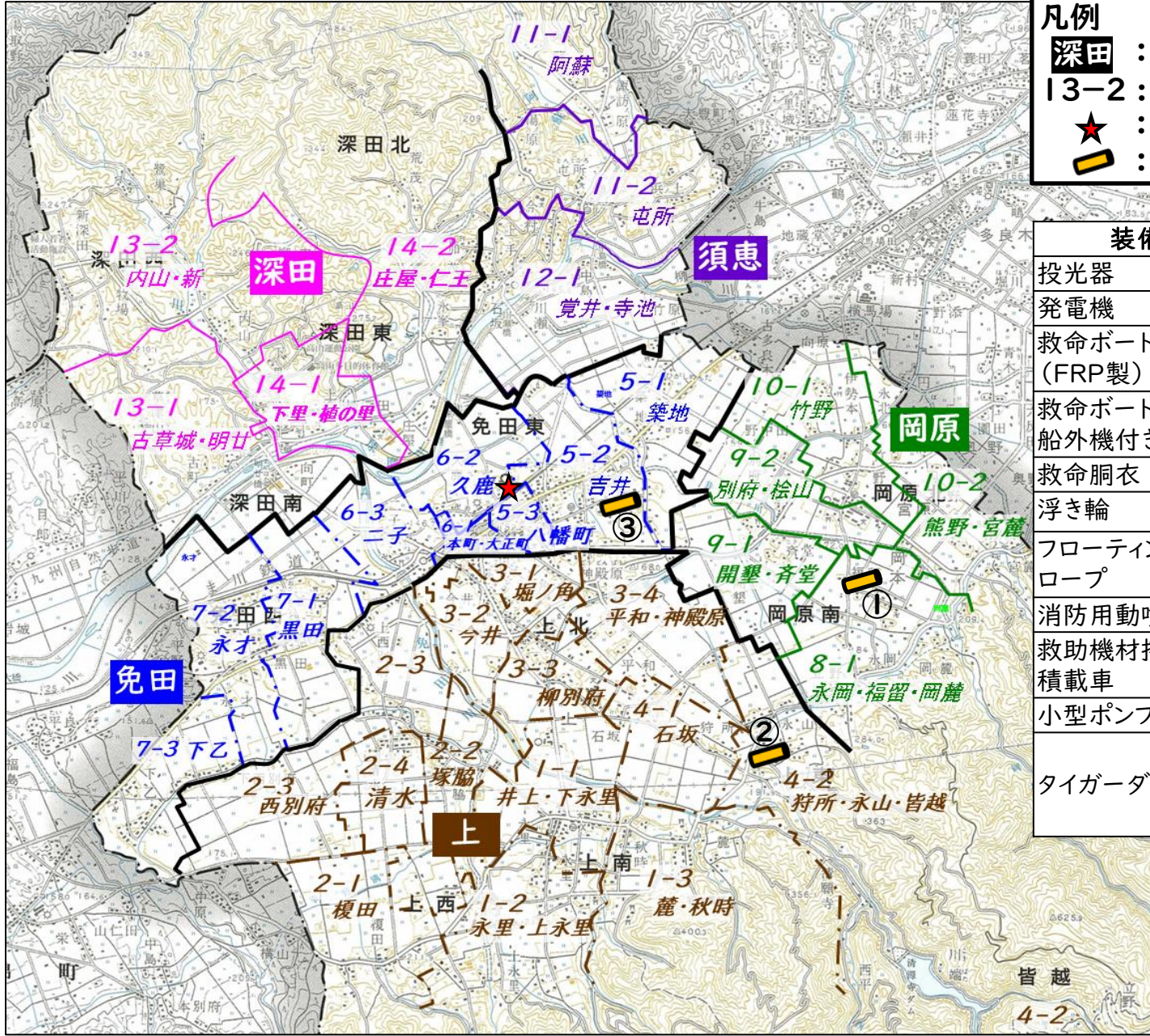


消防団の配置と装備

凡例

- 深田** : 地区
- 13-2** : (分団) - (部)
- ★ : 消防団本部 (役場)
-  : タイガーダム配置場所

装備名	配置場所	数量
投光器	消防団本部 消防倉庫	5
発電機		5
救命ボート (FRP製)		1
救命ボート(ゴム製) 船外機付き		3
救命胴衣		32
浮き輪		7
フローティング ロープ		7
消防用動噴	消防団本部 車庫	1
救助機材搭載型 積載車		1
小型ポンプ積載車		43
タイガーダム	① 岡原やったろ館	5
	② 4-2 詰所	3
	③ 5-2 詰所	2



林野火災発生時の現地対策本部予定位置



林野火災発生時の取水点・ヘリポート(燃料補給可)・道路規制位置

凡例

- : 延焼阻止線
- ✕ : 道路規制(予定)位置
- (H) : ヘリポート

火点が県道48号線～フルーティロードを越える場合は道路規制が必要

取水点: 市房ダム

南部での発生時
免田総合体育センターグラウンド

北部での発生時
岡原総合運動公園
(森園カントリークラブ)

消防本部(町役場)

3km